申請区分：**Ⅰ（県内営業所・県外本店コンサル等・通常受付）**電子申請

令和９・１０年度　建設コンサルタント・測量・調査業務等
入札参加資格審査申請要領
（通常受付分　県内営業所・県外本店業者用）

奈　良　県

令和９・１０年度において、奈良県（知事部局・教育委員会・各公社・警察本部等）及び奈良県広域水道企業団（企業団本部又は広域水道センター）が発注する建設工事関連の測量・設計・調査等業務の競争入札に参加を希望する方は下記により書類を提出してください。

１　本申請における競争入札参加資格の有効期間
令和９年６月１日～令和１１年５月３１日です。

２　資格審査結果について
個別の通知は行いません。
令和９年６月１日に建設産業課のウェブページに掲載予定の「令和９年度奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿」でご確認ください。検索サイトで「奈良県建設工事入札参加資格」と入力し、検索結果からアクセスすることも可能です。

建設産業課ウェブページ　https://www.pref.nara.lg.jp/n133/4331.html

３　留意事項
（１）**申請内容の記載誤り、添付書類の不備による業種の追加･変更はできません。**
申請の際には、内容を十分に確認してください。
（２）申請書類は、奈良スーパーアプリにより**「電子申請」**（添付書類も奈良スーパーアプリに添付してください。）してください。

４　受付期間　**令和８年１１月２日（月）～令和９年１月２９日（金）**
※電子申請期限：令和９年１月２９日（金）１７時１５分まで

【電子入札について】
○県土マネジメント部、まちづくり推進局、食農部、環境森林部（当該部局の出先機関を含む）及び奈良県広域水道企業団（企業団本部又は広域水道センター）が発注する**建設工事**及び**建設工事に関連する委託業務**は、電子入札により入札を行うこととしています。
※電子入札については　https://www.pref.nara.lg.jp/n133/10553.html　をご覧ください。
○公共工事等に関する電子入札の登録が未済の場合は、「公共工事等電子入札利用者情報申請書」を別途提出のうえ、手続きを進めてください。
※利用者登録については　https://www.pref.nara.lg.jp/n133/42219.html　をご覧ください。

電子入札についてご不明な点がございましたら、建設産業課入札契約係（0742-27-7486）にお問い合わせ願います。

当申請についての問い合わせ先
奈良県県土マネジメント部
建設産業課　公共工事契約管理係
TEL：0742-27-7425
FAX：0742-27-5313

県内営業所・県外本店コンサル等・通常受付	
１　申請資格	本店の所在地が奈良県外である以下の者（契約締結等の権限を営業所等（常時業務に関する契約を締結する権限を有する支店又は営業所をいう。以下同じ）の代表者に委任する者を含む。） （１）建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程（昭和５２年４月１５日建設省告示第７１７号）による登録業者） （２）測量業者（測量法（昭和２４年法律第１８８号）による登録業者） （３）建築設計業者（建築士法（昭和２５年法律第２０２号）による登録業者） （４）地質調査業者（地質調査業者登録規程（昭和５２年４月１５日建設省告示第７１８号）による登録業者） （５）補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程（昭和５９年９月２１日建設省告示第１３４１号）による登録業者） （６）その他（（１）～（５）以外で調査業務等について営業する者） **※契約権限等を委任することができる支店又は営業所は一つに限ります。** なお、上記（１）、（４）及び（５）の業種における、常時業務に関する契約を締結する権限を有する支店又は営業所は現況報告書の「その他の営業所」で判断します。
２　欠格要件	以下の①～⑩のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。 ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成８年１２月１０日奈良県告示第４２７号）第６条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から２年を経過していない者 ③営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者 ④直前２年の事業年度において、営業実績を有していない者 ⑤県税を完納していない者 ⑥消費税及び地方消費税を完納していない者 ⑦次のいずれかに該当する事由があると認められる者 ア　役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。 イ　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。 ウ　役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。 エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。 オ　ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 ⑧法第３２条第１項各号に掲げる者 **⑨雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。）** ⑩本申請又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

３　申請業種	直前２営業年度において業務実績のある業種に限ります。 業種については別紙「令和９・１０年度の業務種別」を参照してください。 なお、「その他」業種は、申請できる業務内容は３種類までとします。
４　申請方法	奈良スーパーアプリによる電子申請により申請して下さい（「【Ⅰ:県内営業所コンサル】令和９・１０年度入札参加資格審査申請」を選択）。なお、奈良スーパーアプリでの入札参加資格審査申請方法の留意点等については、別紙「「奈良スーパーアプリ」による電子申請の留意点」を参照してください。 （１）締切:令和９年１月２９日（金）　１７時１５分 上記締切までに申請を完了させてください。締切直前はアクセスが集中し、操作が完了できない可能性がありますので、早めに申請を完了させてください。 **（２）添付書類について** 別紙「建設コンサルタント・測量・調査業務等入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧（県内営業所・県外本店）」を参考に添付書類を準備してください。申請にあたり、添付書類は全て奈良スーパーアプリに添付してください。 なお、奈良スーパーアプリに添付できない書類については、当該書類について郵送での提出が可能です。下記「５　送付先」に送付してください。 （令和９年１月２９日（金）（当日消印有効）） **（３）受付控えについて** 申請が完了し、審査が承認されると、アカウント作成時に登録したメールアドレスに「申請手続き完了メール」が届きます。このメールが「受付控え」となります。必ずメールを確認し、**大切に保管**してください。
５　送付先	〒６３０－８５０１ 奈良市登大路町３０ 建設産業課　公共工事契約管理係　宛 封筒に「入札参加資格審査申請（コンサル県内営業所（区分Ⅰ）在中）」と朱書きしてください。
６　その他	（１）申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入検査を行うことがあります。 （２）奈良県が保有する債権（県税等）及び消費税の滞納者は入札参加資格を得ることができません。 （３）奈良スーパーアプリでの申請に当たっては、申請画面上の注意書きをよくお読み下さい。 **（４）入札参加資格審査申請の内容に変更が生じた場合、速やかに変更届を提出してください。** （５）申請内容及び添付書類に虚偽の記載を行った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止の対象となります。 （６）本申請要領記載の受付期間以外は受け付けません。 （７）本申請において補正指示を受け、その指示期日までに補正等がなされない場合は登録されません。 （８）申請内容及び添付書類に記載誤りや記載漏れがある場合、受付を行わず再提出が必要となることがありますので、期日に余裕を持って申請してください。

別紙

建設コンサルタント・測量・調査業務等入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧（県内営業所・県外本店）

※ ○は提出必須。△は該当する場合のみ。ただし3と4はどちらか一方は必ず提出が必要。
※ 上記以外にも、必要に応じて追加で資料を求める場合があります。

	提出書類	建設コンサルタント	地質調査	補償コンサルタント	測量	建築設計	その他
1	**登録証明書等(登録(登録の更新)を認める旨の各地方整備局等発行の通知)の写し(有効期間内のもの)** その他業者は、計量証明、土地家屋調査、不動産鑑定の業務を登録する場合のみ必要。 ※現況報告書で最新の登録年月日が確認できない場合のみ、登録証明書等の写しを提出してください。 **※申請時添付した登録証明書及び現況報告書に記載の有効期間について、**「令和9年度奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿」の有効期間の始期である**令和9年6月1日までに有効期間が切れる場合**は、登録更新後、速やかに**最新のものを再度提出してください。**	△	△	△	△	○	△
2	**健康保険と厚生年金保険の加入が確認できる書類の写し及び雇用保険の加入が確認できる書類の写し(両方を提出)** ※保険料の領収証等 ※健康保険組合や国民健康保険組合等に加入の方は当該組合が発行する書類(健康保険)と日本年金機構が発行する書類(厚生年金)の両方が必要。 ※提出書類に被保険者等記号・番号等が記載されている場合、マスキング(黒マジック等で塗りつぶし、復元できないようにする)等により、その箇所が見えないようにして提出してください。 ※法令で適用が除外されている場合は提出不要ですが、下記3を提出してください。	△	△	△	△	△	△
3	**社会保険等適用除外誓約書(様式2)** ※雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか1つでも法令で適用が除外されている場合は提出してください。	△	△	△	△	△	△
4	**県税(全税目)に滞納がない証明書(未納がない証明書でも可)の写し** ※発行後3か月以内のもの。 ※県内に営業所等がある場合のみ提出	△	△	△	△	△	△
5	**消費税及び地方消費税に未納がない証明書の写し(国税通則法施行規則別紙様式第9号書式その3(その3の2、その3の3も可))** ※発行後3か月以内のもの。 ※免税業者も要提出 ※写し可(電子納税証明書(PDF)の出力も可)	○	○	○	○	○	○
6	**営業所一覧表(様式3)** ※同内容が確認できるもの(国の様式等)があればそちらを使用してください。様式は問いません。 ※建築設計と「その他」の業種については提出してください。	－	－	－	－	○	○
7	**現況報告書の写し** ※直近1年分(決算変更により1年に満たない場合は変更前の分も必要) **※申請業種・部門について、直近1年に実績がない場合は、直近2年分を提出してください。** ※国交省受付済みのもの。消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理がわかる部分も提出してください。	○	○	○	－	－	－
8	**希望する業種において、直前2営業年度に受注実績があることが確認できる業務委託契約書の写し** **※業種・各部門ごとに1件分で可。「その他」の業種については、業務内容ごとに1件ずつ必要です。** **※当該契約による収入が、直前2営業年度の決算において事業収入として計上されているものに限ります。** **（例：決算日が令和8年9月30日の場合、令和6年10月1日から令和8年9月30日の期間に業務が完了し、事業収入として計上されたもの。）** **※建築設計と「その他」の業種については必ず提出してください。** **※測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの業務を申請する者で、直近1年のみ実績があり、決算日を過ぎたものの、財務に関する報告書又は現況報告書が提出手続中である場合に提出してください。**	△	△	△	△	○	○
9	**財務に関する報告書** **※測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条の８に規定するもの（測量法第55条の３第３号及び第4号を含む）** **※直近１年分（決算変更により１年に満たない場合は変更前の分も必要）** **※直近１年に実績がない場合は、直近２年分を提出して下さい。** ※国交省受付済みのもの。	－	－	－	○	－	－
10	**委任状** ※入札参加資格審査申請手続きを行政書士に委任する場合のみ提出 ※委任者、受任者とも押印不要 ※様式は任意ですが、**行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。** ※行政書士以外からの代理申請は受け付けません。 （参考）行政書士法（昭和２６年法律第４号） 第１９条　行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第１条の２に規定する業務を行うことができない。	△	△	△	△	△	△

別紙

令和9・10年度の業務種別

※「その他」の業種を選択する場合には、「奈良スーパーアプリ」に入力項目がありますので、そちらから選択してください。

業種コード	業種	業務内容コード	業務内容	略内容	
01	建設コンサルタント	00			
01	建設コンサルタント	01	河川、砂防及び海岸・海洋	河川	
		02	港湾及び空港	港湾	
		03	電力土木	電力	
		04	道路	道路	
		05	鉄道	鉄道	
		06	上水道及び工業用水道	上水	
		07	下水道	下水	
		08	農業土木	農土	
		09	森林土木	森土	
		10	造園	造園	
		11	都市計画及び地方計画	都計	
		12	地質	地質	
		13	土質及び基礎	土質	
		14	鋼構造及びコンクリート	鋼構	
		15	トンネル	ﾄﾝﾈﾙ	
		16	施工計画、施工設備及び積算	施工	
		17	機械	機械	
		18	建設環境	環境	
		19	水産土木	水産	
		20	電気電子	電気	
		21	廃棄物	廃棄	
02	測量	00			
02	測量	01	一般測量	一般測量	
		02	航空測量	航空測量	
03	建築設計	00			
04	地質調査	00			
05	補償コンサルタント	00			
05	補償コンサルタント	01	土地調査	土地調査	
		02	土地評価	土地評価	
		03	物件	物件	
		04	機械工作物	機械工作	
		05	営業補償・特殊補償	営業補償	
		06	事業損失	事業損失	
		07	補償関連	補償関連	
		08	総合補償	総合補償	
06	その他	00			
06	その他	01	CG		CGイメージパース
					CGシミュレーション
					CGフォトモンタージュ
					CG完成予想図作成
					CG看板パンフ作成
					CG景観検討資料作成
06	その他	02	情報処理		GISソフト開発
					LAN整備
					LAN設備
					ソフト開発販売等
					デジタル映像作成
					ホームページ
					構内情報通信設備
					情報システム設計
					情報化調査
					地図情報システム
					電算関係
06	その他	03	建設関係ビデオ製作		建設関係ビデオ製作
06	その他	04	地形模型製作		地形模型製作
06	その他	05	防災行政無線		防災行政無線
06	その他	06	レイリー波探査検査		レイリー波探査検査
06	その他	07	開発調査		開発調査
06	その他	08	環境アセスメント		環境アセス
					環境アセスメント
					環境アセスメント調査
					環境アセス調査

別紙

令和9・10年度の業務種別

※「その他」の業種を選択する場合には、「奈良スーパーアプリ」に入力項目がありますので、そちらから選択してください。

業種コード	業種	業務内容コード	業務内容	略内容	
06	その他	09	環境調査		各種公害測定分析
					環境計量証明
					環境現況調査
					環境調査
					環境調査(動植物)
					環境調査(環境)
					環境調査・設計
					環境調査・測定分析
					環境調査・分析評価
					気象環境調査
					空気環境測定
					公害調査
					作業環境調査
					自然環境調査
					社会環境調査
					陸域・水域生物調査
					陸域環境調査
06	その他	10	環境整備計画		環境整備計画
06	その他	11	管内カメラ調査		管内カメラ調査
06	その他	12	空中写真撮影・調整		空中写真撮影・調整
06	その他	13	景観に関する業務		景観に関する業務
06	その他	14	計量証明		計量証明
					計量証明(濃度)
					計量証明・分析関係
					計量証明事業
06	その他	15	建設工事費調査		建設工事費調査
					建設資材価格調査
					建設労働者賃金調査
06	その他	16	建造物の非破壊検査		建造物の非破壊検査
06	その他	17	建物・設備診断		建物・設備診断
06	その他	18	建物耐震・耐力度診断		建物耐震・耐力度診断
06	その他	19	交通量調査		交通量・世論一般調査
					交通量調査
					交通量調査・解析
					道路交通量調査
06	その他	20	航空機使用事業		航空機使用事業
06	その他	21	産業調査		産業調査
06	その他	22	写真関係		写真関係
06	その他	23	社会調査		社会調査
					世論調査
					地域社会計画調査
					地域振興関連調査研究
					道路経済調査
06	その他	24	上下水道施設調査		上下水道施設調査作成
06	その他	25	漏水調査		上下水道漏水調査
					水道管建造物漏水調査
					漏水TV調査
					漏水調査
					漏水調査・地中探査
06	その他	26	騒音・振動測定		振動・騒音調査
					騒音・振動測定
					騒音・振動調査
					騒音・濃度測定
					騒音振動
					騒音測定
					濃度・騒音測定
06	その他	27	水質検査		水質環境調査
					水質検査
					水質他、環境調査
					水質調査・分析
06	その他	28	地下埋没探査		地下埋没探査(地下レーダー探査)
					地中レーダー探査
06	その他	29	土木構造物調査		土木構造物調査

令和9・10年度の業務種別

※「その他」の業種を選択する場合には、「奈良スーパーアプリ」に入力項目がありますので、そちらから選択してください。

業種コード	業種	業務内容コード	業務内容	略内容	
06	その他	30	防災計画調査研究		防災計画調査研究
06	その他	32	流量調査		流量調査
06	その他	33	基本構想基本計画等		基本構想基本計画等
					地域開発計画
					地域計画策定
06	その他	34	建築設備電気衛生空調		建築設備電気衛生空調
06	その他	35	交通信号機設計		交通信号機設計
					交通信号機設計業務
					交通信号機設備設計
06	その他	36	水域関連浮施設設計		水域関連浮施設設計
06	その他	37	設備設計		機械設備設計
					設備設計
06	その他	38	造園設計		造園設計
06	その他	39	既存建物保全計画		既存建物保全計画
06	その他	40	電気・通信設備設計		通信設備設計
					電気・通信設備設計
					電気設備設計
					土木関係電気設備設計
06	その他	41	都市計画設計		都市・地域計画
					都市計画
					都市計画設計
					都市再開発コンサル
					都市計画設計
06	その他	42	廃棄物コンサルタント		廃棄物コンサルタント
06	その他	43	下水道施設維持管理		下水管渠内維持管理
					下水道施設維持管理
06	その他	44	工事監督業務		工事監督業務
06	その他	45	保全管理業務		保全管理業務
06	その他	46	登記		調査登記
					登記全般
					表示登記
06	その他	47	土地家屋調査		地権調査
					土地家屋調査
					土地家屋調査士業務
					土地調査
					土地区画整理
06	その他	48	土地区画整理		土地区画整理
06	その他	49	不動産鑑定		不動産鑑定
					不動産鑑定評価業務
06	その他	50	保安林解除		保安林解除関係業務
					保安林解除申請業務
06	その他	51	物品地図印刷		
06	その他	99	その他		

必読

電子申請共通

「奈良スーパーアプリ」による電子申請の留意点

令和９・１０年度奈良県建設工事等競争入札参加資格申請のうち、全ての区分において「奈良スーパーアプリ」による電子申請を実施します。詳細は以下を御確認ください。

※申請区分Ａ～Ｄで電子申請が困難な場合、
「様式１　申請上の注意」を御確認のうえ申請書（様式１）を作成してください。

※電子申請する際は申請書（様式１）については作成不要です。

申請に必要な様式については、奈良県建設産業課のウェブページからダウンロードしてください。
https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html

奈良県建設産業課のウェブページへのアクセス方法
奈良県ＴＯＰページ→組織から探す→県土マネジメント部　建設産業課
→入札参加資格について→令和９・１０年度入札参加資格審査申請の受付について

1　各区分の申請方法について

・【Ａ:県内本店工事（土木一式 A1 グループ確認）】
・【Ｂ:県内本店工事（格付け有）】
・【Ｃ:県内本店工事（格付け無）】
・【Ｄ:県内本店工事（除草）】

原則電子申請（全ての書類を奈良スーパーアプリで提出。奈良スーパーアプリに添付できない書類がある場合は、当該書類についてのみ郵送）
電子申請が困難な場合は郵送申請（Excel 入力又は手書き等した申請書と全ての添付書類を郵送で提出）

・【Ｅ:県内営業所工事】
・【Ｆ:県外本店工事】
・【Ｇ:県内本店コンサル（測量含）】
・【Ｈ:県内本店コンサル（測量以外）】
・【Ｉ:県内営業所・県外本店コンサル】
・【Ｊ:特殊工事（道路暗渠清掃）】

電子申請のみ（全ての書類を奈良スーパーアプリで提出。奈良スーパーアプリに添付できない書類がある場合は、当該書類についてのみ郵送）

必読

電子申請共通

2　各区分の電子申請ページ「奈良スーパーアプリ」へのアクセスについて

（１）建設産業課のウェブページにアクセスしてください。

申請要領記載ページ　https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html

（２）上記（１）ウェブページ（申請要領掲載ページ）に、各申請区分の電子申請ページ「奈良スーパーアプリ」へのリンクを掲載していますので、当該リンクからアクセスしてください。

有効期間	種別	申請区分		受付方法	申請要領様式 等	「奈良スーパーアプリ」	提出期間
令和9年6月1日～令和10年5月31日	建設工事	A	A1グループ資格要件確認	電子申請又はExcel入力等の上全て郵送	ダウンロード	リンク	令和8年11月2日(月曜日)～令和9年1月29日(金曜日) 電子申請…令和9年1月29日(金曜日)17時15分までに申込完了 郵送…令和9年1月29日(金曜日)（消印有効）
令和9年6月1日～令和10年5月31日（追加受付）		B	県内本店（格付け有）	電子申請又はExcel入力等の上全て郵送	ダウンロード	リンク	
		C	県内本店（格付け無）	電子申請又はExcel入力等の上全て郵送	ダウンロード	リンク	
		D	県内本店（除草のみ）	電子申請又はExcel入力等の上全て郵送	ダウンロード	リンク	
		E	県内営業所	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		F	県外本店	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
令和9年6月1日～令和11年5月31日（通常受付）	コンサル	G	県内本店（測量業務を含む）	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		H	県内本店（測量業務以外）	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		I	県内営業所 県外本店	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		J	特殊工事	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	

必読

電子申請共通

（３）表示された画面において、団体・事業者アカウントでログインを行ってください。**奈良スーパーアプリの団体・事業者アカウントをお持ちでない方は、新規アカウント登録のうえ、申請を行ってください。**

（４）表示された画面の記載事項を確認し、申請内容を入力後、申請内容確認画面下部の「申請内容を登録」をクリックしてください。

（５）申請後、申し込みが完了した旨のメールが届きます。同メール内に「申請番号」、「申請者」、「申請先」、「手続き名」等が記載されていますので、メールの保存をしてください。

また、同メールが届かない場合、電子申請が完了していない可能性があります。

〈注意〉

- **奈良スーパーアプリから送信されるメールは全て申請を行ったアカウントに登録されているメールアドレス宛てに送信されます。**
- **ドメイン指定受信を設定している場合や迷惑メールフィルタ等を設定している場合は、「@ml-nsa.pref.nara.jp」からのメールを受け取れるように設定してください。**

3　入力内容の修正や申請の取下げを行う場合

修正や取下げを行う場合は、県から申請を差し戻す必要があるため、必ず事前に建設産業課公共工事契約管理係まで連絡してください。

当課への連絡後、アプリの通知及びメールが送信されますので、奈良スーパーアプリにログインをし、内容を確認してください。

また、競争入札参加資格申請が承認（審査の完了をもって承認となります。）されると、承認された旨のメールが届きますが、その後は修正や申請の取下げを行うことはできません。承認後に修正や取下げの必要がある場合は、建設産業課公共工事契約管理係まで連絡してください。

4　その他

（１）提出期限は、対面、郵送、電子申請、いずれの場合でも**令和９年１月２９日（金）**です。特に、電子申請は**令和９年１月２９日（金）１７時１５分**までに作業を完了させてください。また、締切直前はアクセスが集中し、操作が完了できない可能性がありますので、早めに作業を完了させてください。

（２）競争入札参加資格申請の審査が完了し承認されると、手続が完了した旨のメールが送信されます。なお、承認に当たり、申請内容を職権により訂正している場合がありますので、同メールが届きましたら、必ず「奈良スーパーアプリ」から内容を確認してください。

（３）**「受付控え」についてのお知らせ**

申請が完了し、審査が承認されると、登録したメールアドレスに「申請手続き完了メール」が届きます。このメールが「受付控え」です。必ずメールを確認し、大切に保管してください。

必読

電子申請共通

5　お問い合わせ先

（１）　申請内容について

建設産業課　公共工事契約管理係　０７４２－２７－７４２５

（２）電子申請システム「奈良スーパーアプリ」の操作方法や不具合について

こちらのリンク先をご確認ください。（https://www.pref.nara.lg.jp/n026/65085.html）

※電子申請システム「奈良スーパーアプリ」の操作方法や不具合について、建設産業課にお問い合わせいただいても、お答えできません。ご了承ください。

競争入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について

奈良県知事が、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成８年 12 月 10 日奈良県告示第 427 号）第２条に基づき提出される入札参加資格審査申請書（同規程同条各項に該当しないことを証明するための添付書類、同規程第５条に基づく変更等の届出書及び入札参加資格要件確認申請書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

１　入札参加資格申請及び入札参加資格要件確認申請の審査事務
２　入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
３　入札参加資格業者名簿の公開
４　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）等の法令等の規定に基づく利用又は提供

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、個人情報の保護に関する法律等の法令等の規定に基づく利用又は提供を除き、他の目的で利用又は提供することはありません。